

○福岡県警察名誉師範の称号に関する要綱の制定について(通達)

平成16年7月22日

福岡県警察本部内訓第20号

本部長

この度、福岡県警察名誉師範の称号に関する要綱を次のとおり制定し、8月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

この内訓は、福岡県警察名誉師範の称号(以下「称号」という。)の授与及び喪失に関し必要な事項を定めるものとする。

2 称号の種別

称号の種別は、福岡県警察柔道名誉師範、福岡県警察剣道名誉師範及び福岡県警察逮捕術名誉師範とする。

3 称号の授与の基準

称号の授与の基準は、福岡県警察を退職した者のうち、在職中、柔道、剣道又は逮捕術(以下「術科」という。)の指導員として勤務した者であって次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 福岡県警察の組織に関する訓令(昭和50年福岡県警察本部訓令第10号)第48条第2項に規定する首席師範又は師範の職にあった者
- (2) 術科について優れた知識及び術技を有し、かつ、福岡県警察における術科の振興及び普及に特に功績があったと認められる者
- (3) 人格及び識見に優れ、かつ、一般の模範となると認められる者

4 候補者の上申

警務部教養課長は、3に規定する称号の授与の基準に該当する者(以下「候補者」という。)があると認めたときは、警務部首席監察官及び警務部警務課長と協議の上、福岡県警察名誉師範称号授与上申書(様式第1号)により福岡県警察本部長(以下「本部長」という。)に上申するものとする。

5 称号の授与等

- (1) 本部長は、4の規定による上申があった場合において、当該上申に係る候補者に称号を授与することが相当であると認めるときは、福岡県警察名誉師範証(様式第2号)を交付の上、称号を授与するものとする。
- (2) 警務部教養課長は、警務部教養課に福岡県警察名誉師範称号管理簿(様式第3号)を備え付け、称号の授与の経過を明らかにしておくものとする。

6 称号の喪失

- (1) 本部長は、称号を授与した者に、福岡県警察名誉師範たるにふさわしくない非行のあったときは、当該称号を失わせることができる。

- (2) 本部長は、(1)の規定により称号を失わせたときは、福岡県警察名誉師範称号管理簿を整理の上、その者に対し、書面をもって称号の喪失を通知するとともに、福岡県警察名誉師範証の返納を求めるものとする。

7 関係書類の保存

警務部教養課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
福岡県警察名誉師範称号管理簿	福岡県警察名誉師範称号授与上申書	長期
	福岡県警察名誉師範称号管理簿	